

新潟市動物の愛護及び管理に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 2 年 3 月 2 7 日

新潟市長 中原 八一

新潟市条例第 1 7 号

新潟市動物の愛護及び管理に関する条例の一部を改正する条例

新潟市動物の愛護及び管理に関する条例（平成 2 5 年新潟市条例第 6 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 4 号中「第 1 2 条第 1 項第 3 号」を「第 1 2 条第 1 項第 4 号」に改める。

第 1 1 条第 1 項及び第 2 項中「人に害を加えた」を「人をかんだ」に改め、同条第 3 項中「犬により害を加えられた」を「犬にかまれた」に改める。

第 1 5 条中「第 2 6 条第 1 項」を「第 2 5 条の 2」に改める。

第 1 7 条第 1 項及び第 3 項中「人に害を」を「人の生命又は身体に危害を」に改め、同条第 4 項中「害を」を「生命又は身体に危害を」に改める。

第 2 4 条中「第 3 4 条第 1 項」を「第 3 7 条の 3 第 1 項」に改める。

第 2 5 条第 1 項中「（人の住居を除く。）」を削る。

第 2 6 条の見出しを「（措置命令等）」に改め、同条に次の 2 項を加える。

2 市長は、動物の取扱いに起因して周辺的生活環境が損なわれている事態として規則で定める事態が生じていると認めるときは、当該事態を生じさせている者に対し、期限を定めて、その事態を除去するために必要な措置をとるべきことを勧告することができる。ただし、法第 2 5 条の規定に基づく措置ができる場合は、この限りでない。

3 市長は、前項の規定による勧告を受けた者が正当な理由がなくその勧告に係る措置をとらなかったときは、その者に対し、期限を定めてその勧告に係る措置をとるべきことを命ずることができる。

第 2 9 条中「第 2 6 条」を「第 2 6 条第 1 項又は第 3 項」に改める。

附 則

この条例は、令和２年４月１日から施行する。ただし、第１５条及び第２４条の改正規定は、令和２年６月１日から施行する。